

申請書類等一覧表

対象：中国管内 5 県に本店を有する国土交通大臣許可業者

申請書 添付書類 ・ 確認資料	書類の名称	様式番号 / 根拠法令等	申請の区分								書類の提出先	
			新規	許可 換え 新規	般・ 特新規	業種 追加	更新	般・ 特新規 ＋業種追加	般・ 特新規 ＋更新	業種 追加 ＋更新		般・ 特新規 ＋業追 ＋更新
申請書	建設業許可申請書	第 1号	法第 5条		●	●	●	●	●	●	●	本店の所在地を管轄する都道府県庁（若しくは当該県出先機関）
	別表	-			●	●	●	●	●	●	●	
添付書類	工事経歴書	第 2号	法第 6条第 1項第 1号		●		●	●		●	□	中国地方整備局
	直前 3 年の各営業年度における工事施工金額	第 3号	法第 6条第 1項第 2号		●		●	●		●	●	
	使用人数	第 4号	法第 6条第 1項第 3号		●		●	●		●	●	
	誓約書	第 6号	法第 6条第 1項第 4号		●	●	●	●	●	●	●	
	経營業務の管理責任者証明書	第 7号	法第 6条第 1項第 5号		●	●	●	●	●	●	●	
	専任技術者証明書（新規・変更）	第 8号(1)	法第 6条第 1項第 5号		●	●	●	●	-	●	●	
	専任技術者証明書（更新）	第 8号(2)	法第 6条第 1項第 5号		-	-	-	-	●	-		
	卒業証明書	-	省令第 3条第 2項		●	●	●	●		●	□	
	実務経験証明書	第 9号	省令第 3条第 2項		●	●	●	●		●	□	
	その他の資格証明書	-	省令第 3条第 2項		●	●	●	●		●	□	
	指導監督の実務経験証明書	第10号	省令第 4条第 1項第 2号		●	●	●	●		●	□	
	その他の資格証明書	-	省令第 4条第 1項第 2号		●	●	●	●		●	□	
	令第 3 条に規定する使用人の一覧表	第11号	省令第 4条第 1項第 1号		●	●	●	●	●	●	●	
	国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）	第11号の2	省令第 4条第 1項第 2号		●	●				●	●	
	許可申請書の略歴書	第12号	省令第 4条第 1項第 3号		●	●	●	●	●	●	●	
	令第 3 条に規定する使用人の略歴書	第13号	省令第 4条第 1項第 4号		●	●	●	●	●	●	●	
	登記されていないことの証明書	-	省令第 4条第 1項第 5号		●	●	●	●	●	●	●	
	身分証明書	-	省令第 4条第 1項第 6号		●	●	●	●	●	●	●	
	定款	-	省令第 4条第 1項第 7号		●	●						
	株主（出資者）調査書	第14号	省令第 4条第 1項第 8号		●	●						
	貸借対照表	第15号	省令第 4条第 1項第 9号		●	●						
	損益計算書 完成工事原価報告書	第16号	省令第 4条第 1項第 9号		●	●						
	株主資本等変動計算書	第17号	省令第 4条第 1項第 9号		●	●						
	注記表	第17号の2	省令第 4条第 1項第 9号		●	●						
	附属明細表	第17号の3	省令第 4条第 1項第 9号	1	●	●						
	貸借対照表	第18号	省令第 4条第 1項第10号	個人	●	●						
損益計算書	第19号	省令第 4条第 1項第10号	個人	●	●							
登記事項証明書	-	省令第 4条第 1項第11号		●	●							
営業の沿革	第20号	省令第 4条第 1項第12号		●	●			●		●		
所属建設業者団体	第20号の2	省令第 4条第 1項第13号		●	●							
納税証明書	-	省令第 4条第 1項第14号	2	●	●							
主要取引金融機関名	第20号の3	省令第 4条第 1項第16号		●	●							
確認資料	（ ）営業所等の確認資料	イ）営業所等の写真 ロ）営業所所在地の案内図 ハ）建物の所有状況が確認できるもの		■ 3 ■ [2] 確認資料について。 のページをご覧ください。								中国地方整備局
	（ ）「経營業務の管理責任者」 「専任技術者」 「令第 3 条に規定する使用人」の確認資料 右のイ）～ニ）の中からいずれか 1 つ	イ）健康保険被保険者証カード（表面） ロ）健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 ハ）健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認通知書 ニ）雇用保険証又は同資格取得届										
	（ ）「経營業務の管理責任者」に関する確認資料	登記事項証明書										
	（ ）「専任技術者」に関する確認資料（実務経験者のみ）	実務経験証明書記載の工事に関する請負契約書等 指導監督の実務経験証明書記載の工事に関する請負契約書等										
	（ ）「令第 3 条に規定する使用人」に関する確認資料	委任状等										

●...必須提出書類 ...省略可能な書類 ...記載事項に変更がない場合は省略可能 □...更新申請の対象業種については省略可能

- 1) 附属明細表については、株式会社のうち、小会社（資本金が 1 億円以下であり、かつ、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 2 0 0 億円以上でない株式会社）以外の法人のみ提出が必要となります。
- 2) **法人税納税証明書**を提出して下さい。（知事許可の申請をする場合は「事業税」に関する証明となりますので、ご注意ください。）